

## 農地法第3条許可申請書の添付図書類

必要書類	部数	内 容	確認欄
許可申請書	1	申請書は農業委員会事務局にあります。	
定款又は寄附行為の写し	1	申請者が法人の場合(写しを代表者で原本証明)	
組合員名簿又は株主名簿の写し	1	申請者が農事組合法人又は株式会社の農地所有適格法人の場合	
農地所有適格法人概要調書	1	申請者が新規の農地所有適格法人の場合(様式は農業委員会事務局にあります)	
申請地の登記事項証明書(全部事項)	1	申請地全ての土地登記事項証明書(全部事項に限る、原本、法務局交付後3ヶ月以内のもの)	
(同意書)	(1)	*担保・地役権が設定されている場合、所有権移転に対する同意書が必要	
見取図	1	申請地付近の見取図(住宅地図に位置を表示) A4サイズ	
通作経路地図	1	譲受人が市外に居住している場合、または法人の場合 *居住地から申請地までの距離を記入	
水利・農会同意書	1	水利関係代表の同意書 農会長の同意書 ※いずれも押印が必要です。	
土地改良区の意見書	1	申請地が土地改良区の区域内にあるときは、理事長の意見書(原本1部、写し1部)	
住民票	1	申請者のいずれかが市外に居住している場合や譲渡人の現住所氏名が登記簿と異なる場合、住民票抄本(原本1部、交付後3ヶ月以内のもの) *なお、相続登記未了の場合で相続人全員で共同申請する場合は被相続人の除籍謄本(原本1部)、特定人が単独で申請する場合は遺産分割協議書(写1部)又は相続放棄同意書(写し1部)	
他市町村の耕作証明	1	譲受人が市外で農地を所有・耕作している場合は、農地所在地市町村より取得した耕作証明(原本1部、交付後3ヶ月以内のもの)	
お尋ね書	1	*各項目について事前に確認をお願いします。 *提出前に必ず <u>地区担当の農地最適化推進委員</u> に現地の説明をお願いします。(申請地及び現況等を面談もしくは電話で)	
その他参考書類		必要に応じ、契約書や法務局所管の字限図(写し可、3ヶ月以内のもの)などの書類・図面等の提出を求める場合があります。	

**◎受付締切日 毎月5日(土日曜日等の閉庁日の場合は前日)**

※締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。

※新規就農者(法人含む)は事前に農地相談が必要です。新規就農者の3条許可申請は、最短でも農地相談後翌月となりますのでご注意ください。

(三田市農業委員会)